第38期
定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年６月26日（金曜日）午前10時

開催場所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ルグランA
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

決議事項 第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

目 次

第37期定時株主総会招集ご通知…… 1
添付書類
事業報告…… 3
計算書類……21
監査報告書……24
参考書類……26



アズマハウス株式会社

証券コード：3293

証券コード：3293
平成27年６月11日

株　主　各　位

和歌山県和歌山市黒田一丁目２番17号
アズマハウス株式会社
代表取締役社長　東　　行　男

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ルグランＡ

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　第38期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎ 当社定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する当社の株主様１名に委任することができます。その場合は、同株主総会当日の受付において、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。

◎ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　URL：http://azumahouse.com/

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から　平成27年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行の金融政策の効果などを背景に企業業績の改善や雇用情勢の好転が見られ、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、景気の先行きは、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響や海外経済の減速懸念などにより、依然として不透明な状況が続いております。

不動産・建設事業においては、消費増税に伴う駆け込み需要の反動により、新設住宅着工戸数は持家・分譲住宅を中心に平成26年３月以降弱含んでおり、建築棟数等は下期に入り回復基調となっているものの、先行き不透明感による個人消費の消費マインドの冷え込みが根強く回復の足取りは想定より更に遅れ、上期における消費税率引き上げ後の反動の長期化が、当面続くものと見込まれております。

そのような事業環境の中、昨年に引き続き事業用地の厳選化とともに、仕入・着工と販売のバランスを意識し、仕入や販売計画の厳格な管理を行いながら、和歌山県下の和歌山市と岩出市にある展示場による集客を軸に、建物建築販売に注力いたしました。

しかしながら消費増税後の反動による受注減等の影響により、当期における売上高は112億24百万円（前年同期比15.1％減）、経常利益13億63百万円（前年同期比13.3％減）、当期純利益は９億１百万円（前年同期比12.5％減）となりました。

セグメントの販売状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比（%）	内容
不動産・建設事業	8,625,595	77.3	土地分譲　322区画　3,380,599千円 建物　232棟　3,253,305千円 (うち売建 72棟、建売 121棟、注文建築 39棟) 分譲マンション　35戸　815,704千円 中古住宅販売　27戸　414,165千円 リフォーム工事　433,975千円 仲介手数料等　327,845千円
不動産賃貸事業	1,463,934	104.7	居住用　889戸　848,869千円 テナント事業用 226店舗　504,353千円 駐車場その他　110,711千円
土地有効活用事業	509,111	442.4	資産運用提案型賃貸住宅建築、建売賃貸住宅販売
ホテル事業	626,218	112.6	ホテル室料、飲食売上等
合計	11,224,860	84.9	―

（注）1．セグメント間取引については相殺消去しております。
2．主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。
3．上記の金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産・建設事業

売上高は86億25百万円と前年同期と比べ25億32百万円の減少(前年同期比77.3%)、セグメント利益９億９百万円と前年同期と比べ３億71百万円の減少(前年同期比71.0%)となりました。

② 不動産賃貸事業

売上高は14億63百万円と前年同期と比べ66百万円の増加(前年同期比104.7%)、セグメント利益６億17百万円と前年同期と比べ24百万円の減少(前年同期比96.2%)となりました。

③ 土地有効活用事業

売上高は５億９百万円と前年同期と比べ３億94百万円の増加(前年同期比442.4%)、セグメント利益45百万円と前年同期と比べ62百万円の増加(前年同期は16百万円の損失)となりました。

④ ホテル事業

売上高は６億26百万円と前年同期と比べ70百万円の増加(前年同期比112.6%)、セグメント利益１億35百万円と前年同期と比べ74百万円の増加(前年同期比222.3%)となりました。

(2) 設備投資の状況

① 不動産・建設事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

② 不動産賃貸事業

当事業年度の設備投資等の主なものは、岸和田市港緑町の土地(738,708千円)、和歌山市三葛の土地(181,161千円)、和歌山市新中島のテナント（139,635千円）の取得及び和歌山市新中島の集合住宅（売却時簿価160,087千円）の売却であります。

③ 土地有効活用事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

④ ホテル事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行の金融政策の効果などを背景に引き続き企業業績の改善や雇用情勢の好転が予想され、全体として緩やかな回復基調で推移するものと考えております。一方、景気の先行きは、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響や海外経済の減速懸念などにより、依然として不透明な状況が続くと考えております。

不動産市場におきましては、消費増税に伴う駆け込み需要の反動により、新設住宅着工戸数は持家・分譲住宅を中心に平成26年３月以降弱含んでおり、今後もしばらくは同様の傾向が続くものと見込まれております。

当社はこのような事業環境の中、中期経営計画に則り、地域に根差した総合不動産会社としての事業基盤をより強固にすべく、既存事業の深耕、マーケットエリア拡大、多角化推進を行い、事業を安定的に拡大させることで着実な成長を図るとともに、事業環境の変化等に順応できる柔軟性のある経営を引き続き維持し、安定的な利益確保に努める所存でございます。

また、引き続き更なる事業の再構築等を推進していく必要もあり、以下の点を主要な課題として認識するとともに、今後の着実な成長及び企業価値の向上に努める所存でございます。

① 少子高齢化

晩婚率、生涯結婚率や少子高齢化による人口構造の変化は、購入年代層などに大きな影響を与えるものと思われます。当社においては、高齢者対応住宅や小規模住宅などのプラン設定を増加するなどの対応を図り、福祉住環境コーディネーターも設置して対応しております。また、地域戦略などにおいても、需要層が高く、市場規模の大きな地域への拡大と深耕を行い、市場シェアの拡大を目指してまいります。

② コスト削減

当社は、ここ数年間、競合他社との激しい商品の底値競争を展開しており、今後もより一層拍車がかかることは確実視されております。それに対応すべく当社としては、常日頃からコスト削減を推進しており、具体的には、外注広告の内製化、部材費、外注費の洗い直し、一般経費の削減等を検討、推進しております。

③ 不動産・建設事業の更なる効率化

当社の建設本部では、施工を協力業者に分離発注し、「品質・工程・原価・安全」の４つの項目を管理することに人的資源を集中し、効率的な発注を行うことにより、低価格・良質な商品をお客様に提供することを目指しております。15回にわたる社内検査が実施される工程管理体制において、各担当者が、受注から引渡しまでの全ての工程を熟知し、綿密な計画を立て、管理することが最も重要となります。そのため、セミナー、技術講習会や各種資格の取得を会社としても推奨することにより、各担当者のレベルアップを図っております。今後も良質な住宅をより低価格で、より多くのお客様に提供し続けるために、更に効率的な施工販売を追求してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な課題であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、現在も適切に運用しているものと考え、ステークホルダーに対して経営の適正性や健全性を確保しつつも、更に効率化された組織体制の構築に向けて内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 財務管理の強化

当社は、事業用地、資産の取得資金を主として金融機関からの借り入れによって賄ってきたため、負債における有利子負債の占める割合が高く、金利動向に大きな影響を受ける財務構造となっております。今後の事業拡大及び競争力強化のためには、在庫管理と財務管理の更なる整備と徹底が必要であると認識しております。

今後も、仕入・着工と販売のバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールをさらに徹底し、合わせて厳密な財務管理による早期の投下資本の回収と安定的な収益性の確保に努めてまいります。

⑥ 事業地域の拡大

当社は、地域密着型の店舗展開を行い、情報収集に注力しております。また、顧客満足度を徹底的に追求することで紹介率の向上を図っております。

今後、市場性や市場規模などを深慮し、事業地域の拡大を検討し、引き続き地域密着型の事業展開を行うことで、知名度の向上と市場シェアの拡大を推進してまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社は、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務における関連法令の遵守を徹底するとともに、リスク・コンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定などを行い、また、社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任(ＣＳＲ)を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

⑧ 人材の確保と育成

上記の課題を克服するためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが最も重要な課題として認識しております。社員研修・教育の充実を図り、組織を構成する一人ひとりの業務に対するレベルアップを図るとともに、コンプライアンスを徹底し、当社の経営理念及び企業行動憲章を理解した責任ある社員の育成を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第35期	第36期	第37期	第38期
	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期 (当事業年度)
売　上　高（百万円）	4,898	10,013	13,226	11,224
経　常　利　益（百万円）	614	1,220	1,572	1,363
当　期　純　利　益（百万円）	975	757	1,030	901
１株当たり当期純利益（円）	302.57	236.55	301.29	228.81
総　資　産（百万円）	19,314	20,683	21,192	23,973
純　資　産（百万円）	8,249	9,075	11,187	11,900
１株当たり純資産（円）	2,577.84	2,824.59	2,845.41	2,980.92

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．第35期は、平成23年６月に子会社であったドリームズコーポレーション株式会社及びウィッシュコーポレーション株式会社を吸収合併、平成24年１月に子会社であった東不動産販売株式会社、オリンピックホーム株式会社及び株式会社住まいの情報センターを吸収合併しております。
３．第36期は、平成25年１月にハウザー株式会社を事業整理のため吸収合併しております。
４．第37期は平成25年８月１日付で普通株式１株につき、50株の株式分割を行いましたが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事　　業	事　業　内　容
不動産・建設事業	分譲土地販売、分譲住宅販売、建売住宅販売、注文建築、リフォーム、不動産売買、不動産仲介
不動産賃貸事業	不動産賃貸経営、不動産賃貸管理、不動産賃貸仲介
土地有効活用事業	資産運用提案型賃貸住宅建築、建売賃貸住宅販売
ホテル事業	ビジネスホテル、飲食店

(8) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 本　　社　和歌山県和歌山市黒田一丁目２番17号

② 主な事業所　国体道路支店（和歌山県和歌山市北出島一丁目４番58号）
堀止支店（和歌山県和歌山市堀止南ノ丁５番１号）
北部支店（和歌山県和歌山市次郎丸33番９）
岩出支店（和歌山県岩出市西野115番８）
堺支店（大阪府堺市北区黒土町3002番地24）
狭山金剛店（大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目120番１）
エイブル和歌山店（和歌山県和歌山市太田一丁目10番15号）
エイブル和歌山北店（和歌山県和歌山市土入168番15号）
エイブル岩出店（和歌山県岩出市溝川202番地）
和歌山アーバンホテル（和歌山県和歌山市黒田一丁目２番17号）
ワカヤマ第１冨士ホテル（和歌山県和歌山市元博労町５番地）
ワカヤマ第２冨士ホテル（和歌山県和歌山市湊紺屋町一丁目20番）
焼肉王ばんばん（和歌山県岩出市高塚143番１）

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
180人	11人増	44.4歳	4.1年

（注）従業員数は契約社員を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,122百万円
株式会社紀陽銀行	1,926百万円
株式会社池田泉州銀行	1,580百万円
株式会社関西アーバン銀行	1,201百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	958百万円
株式会社りそな銀行	739百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 （平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　　10,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　　4,031,700株（うち自己株式　39,500株）

(3) 株　　主　　数　　2,742名

(4) 大　　株　　主

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
東　　行　　男	1,725,000株	43.2%
東　　優　　子	650,000株	16.2%
東　　祐　　子	125,000株	3.1%
東　　さ　ゆ　り	125,000株	3.1%
昔　農　　千　春	77,100株	1.9%
山　本　　知　宏	44,400株	1.1%
鈴　木　　良　一	34,600株	0.8%
野村證券株式会社野村ネット&コール	25,600株	0.6%
日本証券金融株式会社	24,700株	0.6%
アズマハウス社員持株会	21,855株	0.5%

（注）１．持株比率は、自己株式を控除し、小数点第2位を切り捨てて計算しております。
　　２．当社は、自己株式を39,500株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権
新株予約権の数	100個
保有人数 当社取締役 当社監査役	 －名 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　　5,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	600円
新株予約権の行使期間	平成27年１月28日～平成34年10月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割り当てを受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位にあること及び当社株式が日本国内の証券取引所に上場していること

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
東　　行　男	代表取締役会長兼社長	
東　　優　子	専務取締役	管理部長
九　鬼　章　郎	常務取締役	ホテル部長
西　田　明　美	取締役	経理部長
真　川　幸　範	常勤監査役	
源　井　洋　之	監査役	
田　中　昭　彦	監査役	弁護士

（注）１．専務取締役　東優子は代表取締役会長兼社長　東行男の配偶者であります。
２．監査役　源井洋之及び監査役　田中昭彦は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、監査役　源井洋之及び監査役　田中昭彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．代表取締役社長であった曽和勝彦は、平成26年８月31日付で取締役を辞任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取　締　役	５名	186百万円
監　査　役 (うち社外監査役)	３名 (２名)	14百万円 (３百万円)
計 (うち社外役員)	８名 (２名)	201百万円 (３百万円)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成25年６月29日開催の当社第36期定時株主総会において年額300百万円以内とすることが決議されております。
２．監査役の報酬限度額は、平成25年６月29日開催の当社第36期定時株主総会において年額30百万円以内とすることが決議されております。
３．上記には、平成26年8月31日付で辞任した取締役の在任中の報酬等の額が含まれてます。

(3) 社外役員等に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役　源井　洋之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに出席し、また、監査役会14回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　田中　昭彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに出席し、また、監査役会14回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、執行と監督の機能を分離し、独立性と透明性の高い取締役会の監督機能強化を目的として、独立した有識者や経営者を社外取締役として選任すべく努力して参りましたが、適当な人材を確保するに至っておらず、そのような状況下であえて不適格な人材を社外取締役に選任することは、かえって当社にマイナスの影響を及ぼすおそれがあります。そのため、当社では、現在、社外取締役を置いておりません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当社と各社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンスであります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に規定する解任事由に該当すると判断したとき、または、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合などは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況などを勘案して、再任、不再任の決定を行う方針です。

6. 業務の適性を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。なお、以下の内容については、事業年度末以後、平成27年５月14日の取締役会で決議した内容となっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員の業務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。

② 内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書及び電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険の管理に関する規程として、「危機管理規程」を策定し、リスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

② 代表取締役のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。

③ 監査役及び内部監査部門は、リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。

② 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、全取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。

③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、社長を委員長とする予算委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

④ 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要会議に出席することができる。

② 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
③ 当社は、監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社の役職員に周知徹底する。
④ 内部監査部門等の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。
⑤ 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役・監査役会は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的な意見交換を行う。
② 監査役・監査役会は、会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
③ 監査役・監査役会は、職務の執行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

① 「企業行動憲章」において、「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針としております。
② 反社会的勢力の排除を推進するため管理部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置しております。
③ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
④ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して新規取引時及び定期的に確認を行っております。

⑤ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

⑥ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、和歌山県暴力追放県民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。
社内では主要な会議（経営会議）や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**9,699,880**	**流動負債**	**3,510,568**
現金及び預金	3,531,251	買掛金	10,430
売掛金	20,939	工事未払金	384,066
販売用不動産	4,812,034	短期借入金	493,400
未成工事支出金	825,303	一年内償還予定社債	36,800
貯蔵品	7,531	一年内返済予定長期借入金	1,679,115
前払金	134,222	未払金	35,537
前払費用	57,336	未払費用	208,861
繰延税金資産	51,391	未払法人税等	199,779
その他	267,400	前受金	265,459
貸倒引当金	△7,531	預り金	116,822
		前受収益	1,689
固定資産	**14,272,105**	賞与引当金	39,446
有形固定資産	**13,542,454**	その他	39,161
建物	4,367,043		
構築物	23,468		
機械及び装置	90,545	**固定負債**	**8,562,633**
車両運搬具	34,391	社債	25,800
工具、器具及び備品	60,649	長期借入金	8,136,473
土地	8,597,732	資産除去債務	61,517
建設仮勘定	368,623	その他	338,843
		負債合計	**12,073,202**
無形固定資産	**34,894**	**（純資産の部）**	
のれん	8,250	**株主資本**	**11,801,253**
ソフトウエア	25,081	資本金	596,763
その他	1,563	資本剰余金	528,963
		資本準備金	528,963
投資その他の資産	**694,756**	利益剰余金	10,728,132
投資有価証券	471,817	利益準備金	2,500
出資金	1,550	その他利益剰余金	10,725,632
長期貸付金	32,571	別途積立金	6,653,000
長期前払費用	29,205	繰越利益剰余金	4,072,632
繰延税金資産	48,634	自己株式	△52,605
その他	110,977		
		評価・換算差額等	**99,187**
繰延資産	**1,657**	その他有価証券評価差額金	99,187
社債発行費	1,657	**純資産合計**	**11,900,440**
資産合計	**23,973,643**	**負債・純資産合計**	**23,973,643**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,224,860**
売上原価		**7,463,571**
売上総利益		**3,761,288**
販売費及び一般管理費		**2,587,986**
営業利益		**1,173,301**
営業外収益		**358,358**
受取利息	837	
受取配当金	40,756	
受取手数料	22,981	
匿名組合投資利益	185,673	
保険解約返戻金	60,884	
その他	47,225	
営業外費用		**167,995**
支払利息	140,434	
社債発行費償却	18,475	
その他	9,085	
経常利益		**1,363,664**
特別利益		**60,373**
固定資産売却益	56,238	
受取補償金	4,135	
特別損失		**0**
固定資産除却損	0	
税引前当期純利益		**1,424,038**
法人税、住民税及び事業税	498,821	
法人税等調整額	23,594	522,416
当期純利益		**901,622**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年４月１日残高	596,763	528,963	－	528,963	2,500	6,653,000	3,490,502	10,146,002
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△275,219	△275,219
新株予約権の行使	－	－	△44,272	△44,272	－	－	－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	44,272	44,272	－	－	△44,272	△44,272
当期純利益	－	－	－	－	－	－	901,622	901,622
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	582,130	582,130
平成27年３月31日残高	596,763	528,963	－	528,963	2,500	6,653,000	4,072,632	10,728,132

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年４月１日残高	△133,178	11,138,550	48,753	11,187,303
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	△275,219	－	△275,219
新株予約権の行使	80,572	36,300	－	36,300
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	－	－
当期純利益	－	901,622	－	901,622
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	50,433	50,433
事業年度中の変動額合計	80,572	662,703	50,433	713,137
平成27年３月31日残高	△52,605	11,801,253	99,187	11,900,440

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

アズマハウス株式会社
取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高田佳和　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　浦上卓也　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アズマハウス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

アズマハウス株式会社　監査役会

常勤監査役　　真　川　幸　範　　印

社外監査役　　源　井　洋　之　　印

社外監査役　　田　中　昭　彦　　印

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、安定的な利益確保を図るため、企業体質の強化・充実と今後の事業展開に備えて内部留保の拡大に努めるとともに、利益配分につきましては、安定的な配当継続とともに、各期の業績に応じた配当等を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式１株当たり配当金　70円

配当総額　279,454,000円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	東（あずま）　行男（ゆきお） (昭和32年11月11日生)	昭和52年５月　当社入社 昭和53年６月　当社取締役就任 平成３年５月　当社代表取締役社長就任 平成24年１月　当社代表取締役会長就任 平成25年４月　当社代表取締役会長就任(現任) 平成26年８月　当社代表取締役社長就任(現任)	1,725,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	東（あずま）　優子（ゆうこ） (昭和35年11月６日生)	昭和53年４月　当社入社 昭和60年４月　当社取締役就任 平成24年１月　当社専務取締役就任 平成24年４月　当社総務部長 平成25年４月　当社専務取締役就任(現任) 平成26年９月　当社管理部長（現任）	650,000株
3	新任 真川（まがわ）　幸範（ゆきのり） (昭和39年２月１日生)	平成７年４月　又一住宅建設㈱入社 平成10年11月　当社入社 平成13年４月　当社総務部長 平成20年４月　当社管理部長 平成24年１月　当社監査役就任（現任）	－株
4	新任 平山（ひらやま）　豊和（とよかず） (昭和45年６月１日生)	平成８年７月　㈱アクティブマドリード入社 平成13年１月　当社入社 平成24年６月　当社営業部長（現任）	－株
5	新任 大東（おおひがし）　篤史（あつし） (昭和43年11月18日生)	平成４年２月　クマイ不動産入社 平成15年１月　当社入社 平成26年９月　当社業務管理部長（現任）	－株

(注) １．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．東優子氏は、東行男氏の配偶者であります。
３．真川幸範氏は、現在当社の監査役でありますが、本総会終結の時をもって辞任する予定であります。
４．取締役の任期は、平成27年６月26日開催の定時株主総会終結の時から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．真川幸範氏、平山豊和氏及び大東篤史氏は、当社の新任取締役候補者です
６．当社は、執行と監督の機能を分離し、独立性と透明性の高い取締役会の監督機能強化を目的として、独立した有識者や経営者を社外取締役として選任すべく努力して参りましたが、適当な人材を確保するに至っておらず、そのような状況下であえて不適格な人材を社外取締役に選任することは、かえって当社にマイナスの影響を及ぼすおそれがあります。そのため、当社は、本総会では、社外取締役選任議案を提出しておりません。

第３号議案　　監査役１名選任の件

監査役である真川幸範氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 鳴瀧　英人（なるたき　ひでと） (昭和30年４月６日生)	昭和54年４月　㈱紀陽銀行入行 平成10年６月　同行　八尾南支店支店長 平成14年６月　同行　羽倉崎支店支店長 平成16年10月　同行　橋本支店支店長 平成19年１月　同行　事務システム部副部長 平成19年10月　同行　リスク統括部部長 平成21年10月　紀陽興産㈱　執行役員業務企画本部長 平成27年１月　㈱紀陽銀行（当社出向）	－株

(注) １．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．鳴瀧英人氏は、当社の社外監査役候補であります。

３．新任社外監査役の候補者とした理由

鳴瀧英人氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、銀行において長年金融業務を担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験と社会保険労務士や１級ファイナンシャル・プランニング技能士として培われた豊富な知見から社外監査役として選任をお願いするものです。

４．鳴瀧英人氏は、当社の社外監査役に就任する場合、株式会社紀陽銀行を退職いたします。

５．候補者鳴瀧英人氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規程する額といたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ルグランＡ
TEL 073－425－3333（代表）



交通
○ＪＲ「和歌山駅」より徒歩１分
○ 南海「和歌山市駅」より車で約15分
○「関西国際空港」より車で約50分
　リムジンバス（空港⇔和歌山駅）

UD FONT